

請願文書表（平成29年3月定例会）

受理番号	請 第 1 号
受理年月日	平成29年2月21日
件 名	高浜原発の再稼働前に避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願
請 願 者	東京都杉並区浜田山 4-18-7-205 高浜原発再稼働に反対する全国自治体議員の会 東京杉並区議会議員 けしば誠一 ほか1名
紹介議員	小杉 悦子
要 旨	<p>【請願事項】</p> <p>一、高浜原発30キロ圏自治体の実効性ある避難計画が確保されない再稼働は行わないこと。</p> <p>二、国・原子力規制委員会、福井県、および関西電力は、再稼働の前に30キロ圏自治体の意見を求めるとともに、住民に対し、さらに安全対策に関する説明会を開くこと。</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>関西電力高浜3，4号機の運転を差し止めた大津地裁の決定を巡り、関電が大阪高裁に申し立てた抗告の審理は昨年末終結し、2月中にも高裁の判断が示されます。ところが1月20日、高浜原発で安全対策工事用の大型クレーン1台が倒れ、2号機の使用済み燃料プールがある建屋などが損傷した事故が発生、労働基準監督署が倒壊現場の調査に入りました。昨年4月、高浜1，2号機の運転延長準備中の関電担当課長が自殺した件でも、労基署の調査が入りました。このような企業に新規制基準により再稼働を合格にした原子力規制委員会の責任が問われます。</p> <p>大阪高裁でどのような判断がなされようとも、自治体には、住民の命と財産を守る責任が問われています。以下の理由から、貴自治体と議会は、今こそ再稼働を見直すよう、国・原子力規制委員会及び関西電力に対し強く要請するよう求めます。</p> <p>第1に、関西電力は、原発の安全対策に対する大津地裁の指摘（運転差し止め仮処分）がされた後も、高浜3，4号機の安全性の証明を尽くしていないことです。高浜原発が立地する若狭湾一帯には、関電の11基をはじめ廃炉中の4基も集中しています。福島第1原発事故の経験に照らしても、自然災害やテロ行為で若狭湾一帯の原発が同時に緊急事態に陥りかねません。しかも高浜3，4号機は、新規制基準下では初めてMOX燃料を使う「プルサーマル発電」を実施し、通常の核燃料に比べ核反応を調節する制御棒の利きが悪くなるなど危険性は20倍とされています。</p> <p>第2に、事故時の住民避難計画の策定が義務づけられた30キロ圏内の自治体は、過酷事故が起きれば、住民は1府2県の境を越えて広域避難しなければなりません。現状では、避難が計画通りに進む現実性はありません。避難先の自治体の受け入れ準備も整ったとは言えない状況です。再稼働の同意手続きで30キロ圏自治体の意見を反映する仕組みも</p>

	<p>不十分なままです。</p> <p>第3に、高浜原発の「地元中の地元」音海地区自治会が老朽原発1, 2号機の延長反対決議を上げたように、今や脱原発が原発立地自治体住民の民意となっていることです。伊方町のアンケート調査で再稼働反対が53%で賛成の約2倍となり、鹿児島県知事選、新潟県知事選でも脱原発候補が勝利しています。原発事故は故郷をうばうこと、また原発に頼らないまちづくりが地域経済の発展を生み出す力であることです。</p> <p>以上について、国の関係機関、福井県に対する意見書、関西電力に対する要請書を提出するよう求めます。</p>
付託委員会	原子力防災・安全等特別委員会